

多賀城市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
会計課
- 2 監査結果の報告日
令和2年3月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年4月13日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年3月18日
- 3 監査対象部署 会計課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	勤務実績報告書について、時間外勤務手当に関する支出科目を誤って報告していた。	<p>時間外命令簿の科目記載誤りについては、正しい支出科目に訂正し、勤務状況報告書については、令和2年4月7日に正しい表記に訂正の上、総務課に修正を依頼した。</p> <p>今後は、時間外勤務の入力について、命令を受けた職員、庶務担当者及び担当係長で確認する体制とし、記載誤りを防止する。</p>